

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	介護保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

田原本町は、介護保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

介護保険に関する事務において、事務の一部を外部に委託しているため、秘密保持に関しては契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

田原本町長

公表日

令和7年12月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険関係事務
②事務の概要	・介護保険法等の規定に基づき、介護保険の資格管理・賦課徴収・受給者管理・給付管理及び地域支援事業とそれに関する調査を行っている。 ①介護保険資格の取得、喪失、被保険者情報変更の決定 ②介護保険料額の算定 ③納入通知書による介護保険料額の通知 ④介護保険料の納入状況の管理 ⑤介護(予防)サービス受給のための認定申請、認定、負担限度額認定、給付制限の実施 ⑥高額介護サービス費等の介護(予防)給付等の申請受付、決定の実施 ⑦介護保険に係わる証明書等の発行 ⑧介護保険被保険者台帳の照会 ⑨地域支援事業に関する事務
③システムの名称	介護保険システム、宛名システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、統合収納管理システム、統合滞納管理システム、個人住民税システム、住民登録システム
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の100の項 田原本町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第2の20の項、田原本町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第2条第2項、別表第2の条例別表第2の20の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠 2.3.7.11.15.42.56.65.69.80.83.86.87.108.115.125.128.131.132.144.161 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠 131.132
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民福祉部 長寿介護課
②所属長の役職名	長寿介護課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	田原本町 総務課 法務文書係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2108
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	田原本町 住民福祉部 長寿介護課 636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2101, 34-2103, 34-2052
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年8月4日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年8月4日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	複数人による二重チェックの実施や、事務取扱者が適切な監督を行うとともに、事務取扱者等に対する研修を行うことで、経常作業時や、ガバメントクラウドの利用に係る人的リスクの対策とする。	

9. 監査

実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
-------	---	---------------	---------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発]
<選択肢>	
	<ul style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]
判断の根拠	複数人による二重チェックの実施や、事務取扱者が適切な監督を行うとともに、事務取扱者等に対する研修を行うことで、経常作業時や、ガバメントクラウドの利用に関する人的リスクの対策としている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	長寿介護課長 笹岡 吉久	長寿介護課長 森井 規雄	事後	人事異動による
平成28年4月1日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	田原本町 総務部 秘書広報課 広報統計係	田原本町 総務部 広報課 情報発信係	事後	機構改革による
平成28年9月12日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点での計数か	平成26年10月1日時点	平成28年9月12日時点	事後	計数の再確認による
平成28年9月12日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点での計数か	平成26年10月1日時点	平成28年9月12日時点	事後	計数の再確認による
平成29年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	長寿介護課長 森井 規雄	長寿介護課長 小西 秀和	事後	人事異動による
平成29年4月1日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	田原本町 総務部 広報課 情報発信係	田原本町 町長公室 広報課 情報発信係	事後	機構改革による
平成29年6月22日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点での計数か	平成28年9月12日時点	平成29年6月22日時点	事後	計数の再確認による
平成29年6月22日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点での計数か	平成28年9月12日時点	平成29年6月22日時点	事後	計数の再確認による
平成30年7月6日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	田原本町 町長公室 広報課 情報発信係 636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-	田原本町 総務課 法務文書係 636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-	事後	機構改革による
令和1年5月31日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	長寿介護課長 小西 秀和	住民福祉部次長(長寿介護課長事務取扱)	事後	人事異動による
令和1年5月31日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点での計数か	平成29年6月22日時点	平成31年5月31日時点	事後	計数の再確認による
令和1年5月31日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点での計数か	平成29年6月22日時点	平成31年5月31日時点	事後	計数の再確認による
令和1年5月31日	IVリスク対策	(記載なし)	(新たに記載)	事後	様式の見直しによる
令和2年7月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	住民福祉部次長(長寿介護課長事務取扱)	長寿介護課長	事後	人事異動による
令和2年7月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年5月31日時点	令和2年7月1日時点	事後	計数の再確認による
令和2年7月1日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年5月31日時点	令和2年7月1日時点	事後	計数の再確認による
令和3年6月21日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	田原本町 総務課 法務文書係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2073	田原本町 総務課 法務文書係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2114	事後	執務室の変更による
令和3年6月21日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和2年7月1日時点	令和3年6月21日時点	事後	計数の再確認による
令和3年6月21日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年7月1日時点	令和3年6月21日時点	事後	計数の再確認による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月23日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和4年6月23日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	住民福祉部 長寿介護課	健康福祉部 長寿介護課	事後	機構改革による
令和4年6月23日	I 関連情報 8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	田原本町 住民福祉部 長寿介護課 636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2101、34-2103、34-2052	田原本町 健康福祉部 長寿介護課 636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2101、34-2103、34-2052	事後	機構改革による
令和4年6月23日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年6月21日時点	令和4年6月23日時点	事後	計数の再確認による
令和4年6月23日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年6月21日時点	令和4年6月23日時点	事後	計数の再確認による
令和5年6月9日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和4年6月23日時点	令和5年6月9日時点	事後	計数の再確認による
令和5年6月9日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年6月23日時点	令和5年6月9日時点	事後	計数の再確認による
令和6年7月1日	I 関連情報 4情報ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の68の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第50条 田原本町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第2の20の項、田原本町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第2条第2項 第3条 条例別表第2の20の項	番号法第9条第1項 別表の100の項 田原本町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第2の20の項、田原本町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第2条第2項、別表第2の条例別表第2の20の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月1日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号</p> <p>【情報提供の根拠】番号法別表第二のうち、第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報」「介護保険給付等関係情報」「介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十二条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)のうち、第46条、第47条及び介護保険法第18条第1号の介護給付、介護保険法18条第2号の予防給付、介護保険法第18条第3号の市町村特別給付の支給に関する情報が含まれる項</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>番号法別表第二の93、94、95の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第46条、第47条</p>	<p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠 2.3.7.11.15.42.56.65.69.80.83.86.87.108.115.125.1 28.131.132.144.161</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠 131.132</p>	事後	
令和6年7月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和5年6月9日時点	令和6年7月1日時点	事後	計数の再確認による
令和6年7月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年6月9日時点	令和6年7月1日時点	事後	計数の再確認による
令和6年7月1日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	田原本町 総務課 法務文書係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2114	田原本町 総務課 法務文書係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2108	事後	執務室の変更による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月4日	I 関連情報 1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・介護保険法等の規定に基づき、介護保険の資格管理・賦課徴収・受給者管理・給付管理及び地域支援事業とそれに関する調査を行っている。 ①介護保険資格の取得、喪失、被保険者情報変更の決定 ②介護保険料額の算定 ③納入通知書による介護保険料額の通知 ④介護保険料の納入状況の管理 ⑤介護(予防)サービス受給のための認定申請、認定、負担限度額認定、給付制限の実施 ⑥高額介護サービス費等の介護(予防)給付等の申請受付、決定の実施 ⑦介護保険に係わる証明書等の発行 ⑧介護保険被保険者台帳の照会	・介護保険法等の規定に基づき、介護保険の資格管理・賦課徴収・受給者管理・給付管理及び地域支援事業とそれに関する調査を行っている。 ①介護保険資格の取得、喪失、被保険者情報変更の決定 ②介護保険料額の算定 ③納入通知書による介護保険料額の通知 ④介護保険料の納入状況の管理 ⑤介護(予防)サービス受給のための認定申請、認定、負担限度額認定、給付制限の実施 ⑥高額介護サービス費等の介護(予防)給付等の申請受付、決定の実施 ⑦介護保険に係わる証明書等の発行 ⑧介護保険被保険者台帳の照会 ⑨地域支援事業に関する事務 ⑩地域支援事業に関する事務	事後	
令和7年8月4日	I 関連情報 1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム、宛名システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	介護保険システム、宛名システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	事後	
令和7年8月4日	I 関連情報 5.評価実施機 関における担当部署 ①部署	健康福祉部 長寿介護課	住民福祉部 長寿介護課	事後	機構改革による
令和7年8月4日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	田原本町 健康福祉部 長寿介護課 636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2101、34-2103、 34-2052	田原本町 住民福祉部 長寿介護課 636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2101、34-2103、 34-2052	事後	機構改革による
令和7年8月4日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である 複数人による二重チェックの実施や、事務取扱者が適切な監督を行うとともに、事務取扱者等に対する研修を行うことで、計上作業時や、ガバメントクラウドの利用に係る人的リスクの対策とする。	事後	
令和7年8月4日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		(9)従業者に対する教育・啓発	事後	
令和7年8月4日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である 複数人による二重チェックの実施や、事務取扱者が適切な監督を行うとともに、事務取扱者等に対する研修を行うことで、経常作業時や、ガバメントクラウドの利用に関する人的リスクの対策としている。	事後	